



# 誰にも住みよい まちづくりをめざして

近年、差別をなくすための法律が次々と施行されています。  
昨年4月に「障害者差別解消法」が、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、  
12月には、「部落差別解消法」が施行されました。これらの法律を知り、  
誰にも住みよい、「互いの人権を尊重するまち」をめざしましょう。  
法律の内容について、2回に分けて概要をお知らせします。

● 人権政策課

## ▶ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

「障害を理由とする差別」とは、障がいや理由として、正当な理由がないのにサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を言います。また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。不当な差別的取扱いは禁止し、合理的配慮を行うことにより、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざします。

## ▶ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)

「ヘイトスピーチ」とは、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動をいいます。例えば「日本から出て行け」などと排斥したり、脅迫したり誹謗中傷することです。  
ヘイトスピーチの解消に向け、国では相談体制の整備、教育の充実など啓発活動を行い、地方公共団体は地域の実情を踏まえ、取組みを進めていきます。

障がい者就労施設を活用しよう!!

施設紹介 No. 3

社会福祉法人小諸学舎

## 塩野生活舎



小諸学舎には、昭和62年開舎以降、市内に三か所のグループホーム(定員15名)があります。

### 【グループホーム】

▶坂の上生活舎 ▶あゆみ生活舎 ▶塩野生活舎



### 【小諸学舎 蔵太隊と作品の紹介】

蔵太隊は、2013年5月に発足し、「おもしろがって、取り組もう」を合言葉に、活動しています。現在、地域協力隊の皆さんとクラフトバンドのカゴを作っています。そのほかに「観光局ツアー」で小諸学舎に来ていただき、福祉体験をしたり、本陣母屋で「親子カゴ作り体験教室」のお手伝いなどの活動をしています。

【商 品】クラフトバンドのカゴ、手芸品

【常設販売】 駐車場ガーデン(小諸駅前)・シリケカフェ(市)

● 塩野生活舎(塩野1-88) 担当:小松よし江 ☎22-5545

F A X : 25-5360 Eメール: info@komorogakusya.jp



**ひよこの日** 入園前の親子の皆さま対象 参加無料

**10/19(木)「秋を感じて遊びましょう」**

【受付】9:45~10:20 ご予約いりません。詳しくは電話でお問い合わせ下さい。

【活動時間】11:40まで

**2018年度 入園受付中!**

**園児募集** ご相談も受付けておりますのでお気軽にご連絡下さい。定員に近づいています。お早めにどうぞ!

認定こども園 **こもろようちえん** ☎0267-22-0355 小諸市三和 1-5-16  
http://www.komoroyouchien.ed.jp

**郵便配達員大募集!**

**バイクに乗って郵便物や荷物を配達するお仕事です。**

給 与/870円/時~ ※スキルに応じてアップあり  
勤務時間/8:00~16:45 ※業務量によって残業あり  
勤務場所/小諸郵便局 小諸市紺屋町2-9-1  
必要資格/次のいずれかの運転免許をお持ちの方  
普通二輪、小型二輪  
応募方法/下記へお電話ください(担当:川上・竹内)  
**TEL.0267-22-0076**



広告